



海外旅行保険

個人・
タイプ契約用

個人・タイプ契約用 のパンフレットです。保険期間が6か月までの契約タイプが記載されています。本パンフレット以外にも下記の専用パンフレット・チラシがございます。

家族旅行・ハネムーン用

留学生プラン用

旅行変更費用担保特約

旅行



海外旅行中の万が一にも
お役に立てるジョー!



東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) P.1~2
- 2 東京海上日動のサービス体制 P.3~4
- 3 ご契約金額と保険料 P.5~6
- 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) P.7~10

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.7~10をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする保険金の種類

ケガを原因とする死亡の場合は	傷害死亡保険金
病気を原因とする死亡の場合は	疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする保険金の種類

傷害後遺障害保険金



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類

保険期間 31日まで ^{*2}
疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類

治療・救援費用保険金

保険金額
無制限
タイプを
ラインナップ!



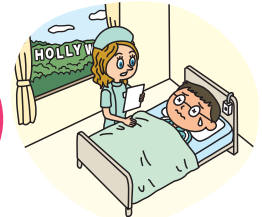
ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする保険金の種類

治療・救援費用保険金



さらに大きな
あんしん
をプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレット P.9~10もあわせてご確認ください。

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする保険金の種類

賠償責任保険金



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする保険金の種類

賠償責任保険金



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類

賠償責任保険金



③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい
盗まれたものが出て
こなかった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金	*3
		*4
		*5



デジタルカメラ等を落として
壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金	*3
		*4
		*5



※本パンフレットP.7～8もあわせてご確認ください。

- *3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
- *4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
- *5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。



④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた
手荷物が出てこなくて、
身の回りの品を買った場合*6

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
	保険期間 31日超	航空機寄託手荷物保険金	*8



航空機の出発が遅れ、
ホテル代や食事代等を
負担した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
	保険期間 31日超	航空機遅延保険金	*9



※本パンフレットP.9～10もあわせてご確認ください。

- *6 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。
- *7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により事故の発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 ④渡航手続費 ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費*6
- *8 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
- *9 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

〈保険期間が3か月超のお客様向け
補償を追加するオプション

列車の車両故障で、
急ぎよ空港まで
タクシーを使った場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
------------------	---------------	-------------	----



熱がでて
オプションツアーを
キャンセルした場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
------------------	---------------	-------------	----



配偶者が危篤で、
旅行中に急ぎよ
一時帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	緊急一時帰国費用保険金
------------------	-------------



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応*2

24時間/年中無休

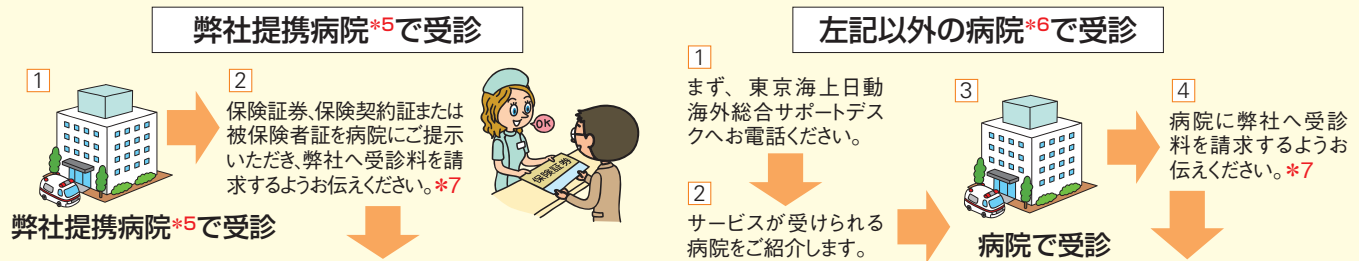
※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
 ※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
 ※お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
 ※サービス内容は予告なく変更される場合があります。
 *1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。
 *2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3 *4



病院の窓口で受診料をお支払いいただくらずに受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は予告なく変更される場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
 *3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*8に関するご注意
 キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。
 *4 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。
 *5 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界80都市以上の約280の病院をいいます(2017年5月現在)。主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
 *6 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。
 *7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
 *8 本パンフレットP.9～10記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもごございます。

病人・ケガ人の
移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
 ※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。




③ トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

困った **保険期間3か月まで**
サイフが盗まれた!



緊急時の現金の手配


海外旅行中に現金盗難等で急に現金が不足した場合に、現金をご用立てします。

金利・手数料無料
ご用立ての金額は**US1,000ドル**まで

※ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。
※本サービスのご利用は、お客様の旅行期間を通じて1回のみとなります。
※パスポートをお持ちでない場合は、サービス提供ができないことがあります。
※メールアドレスをお持ちでない場合、サービス提供ができないことがあります。

受け渡し場所は世界32万か所

困った **ホテルでトラブルが発生した。**
でもフロントにうまく伝えられない




電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

手数料無料

43か国語に対応(2017年5月現在)
※ご希望される言語により、四者通訳にてサービス提供させていただくことがあります。

困った **パスポートが見当たらない!**
どうしよう!



パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

手数料無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料*9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車が終わっている。こんなときに、空港とホテルの間の送迎予約と手配を行います(当社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

日本語FAXニュースの配信

滞先のホテル等へ日本語FAXニュースをお送りします。
※ご利用に際しては、滞先のホテルによってFAX受信手数料がかかる場合があります。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④ スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。
宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤ こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約*10または企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。
ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。
※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
*10 包括契約に関する特約がセットされている場合は除きます。



3 ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であつても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプをラインナップ!

保険期間 31日まで

契約タイプ	15歳以上～69歳以下					0～69歳以下			70歳以上*2					
	A6	A5	A4	A3	A2	C3	C2	B2	E3	E2	F4	F3	F2	
傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限					無制限			無制限		無制限			
応急治療・救援費用*3	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	
偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
払い込みいただく保険料	保険期間1日まで	5,500円	4,680円	3,850円	3,150円	2,820円	2,970円	2,370円	2,290円	4,440円	3,570円	3,130円	2,910円	2,690円
	2日まで	6,620円	5,770円	4,920円	4,170円	3,830円	4,040円	3,440円	3,190円	5,660円	4,740円	4,300円	4,080円	3,730円
	3日まで	7,550円	6,700円	5,850円	5,080円	4,740円	4,970円	4,360円	3,980円	6,730円	5,780円	5,340円	5,120円	4,660円
	4日まで	8,350円	7,480円	6,600円	5,790円	5,440円	5,720円	5,110円	4,590円	7,740円	6,750円	6,310円	6,090円	5,500円
	5日まで	9,300円	8,400円	7,500円	6,630円	6,270円	6,620円	5,970円	5,300円	8,890円	7,820円	7,380円	7,160円	6,410円
	6日まで	10,270円	9,350円	8,420円	7,510円	7,140円	7,540円	6,870円	6,040円	10,050円	8,930円	8,490円	8,270円	7,350円
	7日まで	11,090円	10,150円	9,190円	8,240円	7,860円	8,270円	7,580円	6,650円	11,070円	9,910円	9,450円	9,220円	8,210円
	8日まで	12,190円	11,220円	10,240円	9,250円	8,860円	9,320円	8,630円	7,540円	12,140円	10,960円	10,500円	10,270円	9,160円
	9日まで	12,830円	11,860円	10,880円	9,870円	9,480円	9,960円	9,260円	8,070円	13,020円	11,810円	11,350円	11,120円	9,910円
	10日まで	13,540円	12,550円	11,540円	10,500円	10,100円	10,620円	9,910円	8,600円	13,880円	12,640円	12,180円	11,950円	10,650円
	11日まで	14,270円	13,250円	12,220円	11,130円	10,720円	11,260円	10,540円	9,130円	14,920円	13,630円	13,150円	12,910円	11,540円
	12日まで	15,050円	13,980円	12,900円	11,760円	11,330円	11,900円	11,160円	9,640円	15,940円	14,590円	14,090円	13,840円	12,380円
	13日まで	15,800円	14,710円	13,600円	12,420円	11,980円	12,600円	11,860円	10,190円	16,800円	15,410円	14,910円	14,660円	13,120円
	14日まで	16,420円	15,300円	14,170円	12,950円	12,500円	13,130円	12,370円	10,630円	17,700円	16,270円	15,750円	15,490円	13,870円
	15日まで	17,140円	16,020円	14,890円	13,660円	13,210円	13,850円	13,090円	11,290円	19,530円	18,090円	17,570円	17,310円	15,560円
	17日まで	18,190円	17,020円	15,840円	14,560円	14,090円	14,800円	14,030円	12,080円	20,790円	19,290円	18,770円	18,510円	16,630円
	19日まで	19,550円	18,330円	17,100円	15,760円	15,270円	16,020円	15,230円	13,130円	22,620円	21,060円	20,520円	20,250円	18,210円
	21日まで	20,890円	19,620円	18,340円	16,940円	16,430円	17,220円	16,410円	14,150円	24,410円	22,780円	22,220円	21,940円	19,750円
23日まで	22,480円	21,110円	19,730円	18,210円	17,660円	18,530円	17,680円	15,190円	25,600円	23,840円	23,240円	22,940円	20,620円	
25日まで	23,970円	22,500円	21,020円	19,410円	18,820円	19,740円	18,870円	16,210円	27,200円	25,370円	24,730円	24,410円	21,980円	
27日まで	25,400円	23,880円	22,350円	20,680円	20,070円	21,030円	20,130円	17,360円	28,610円	26,710円	26,050円	25,720円	23,210円	
29日まで	26,770円	25,150円	23,520円	21,770円	21,120円	22,120円	21,200円	18,310円	30,170円	28,190円	27,490円	27,140円	24,520円	
31日まで	28,190円	26,520円	24,840円	23,040円	22,370円	23,400円	22,430円	19,430円	31,910円	29,860円	29,140円	28,780円	26,040円	



- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*1」と合計して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。
- ① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
- ② ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- *1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.7～8もあわせてご確認ください。

保険期間 31日超

※ 保険証券、保険契約証または被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。ただし、「数次海外旅行者に関する特約」をセットしているご契約を除きます。

契約タイプ		15歳以上～69歳以下		0～69歳以下			70歳以上*2				
		L3	L2	N4	N3	M2	P3	P2	R4	R3	Q2
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限		無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	—	—	—	—	—
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
払い込みいただく保険料	保険期間34日まで	22,710円	20,900円	20,180円	19,140円	16,420円	24,230円	23,120円	22,760円	22,400円	19,740円
	39日まで	23,930円	22,080円	21,360円	20,270円	17,470円	28,360円	27,230円	26,870円	26,510円	23,510円
	46日まで	28,960円	27,090円	26,350円	25,150円	21,640円	34,260円	33,120円	32,750円	32,380円	28,940円
	53日まで	34,770円	32,670円	31,830円	30,420円	26,040円	41,360円	40,110円	39,690円	39,270円	35,330円
	2か月まで	40,130円	37,790円	36,850円	35,190円	30,350円	49,540円	48,160円	47,690円	47,220円	42,630円
	3か月まで	56,210円	53,220円	52,020円	49,720円	43,090円	68,870円	67,150円	66,550円	65,950円	59,810円
	4か月まで	76,290円	72,270円	70,650円	67,370円	59,130円	99,690円	97,410円	96,600円	95,790円	87,140円
5か月まで	100,740円	95,770円	93,770円	89,530円	78,680円	128,850円	126,070円	125,070円	124,070円	113,030円	
6か月まで	118,170円	112,190円	109,770円	104,570円	91,780円	158,330円	155,000円	153,790円	152,580円	139,150円	

- *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
- *3 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- *4 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
- *5 保険期間が3か月超のご契約（除く、包括契約に関する特約がセットされている場合）または、企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様が対象になります。

保険期間が3か月超のお客様向けオプション

緊急一時帰国費用・保険料表

旅行先	アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア・中近東地域		欧州・アフリカ地域		
	40万円		70万円		100万円		
保険金額（ご契約金額）	40万円		70万円		100万円		
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	
	保険期間 4か月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円
	5か月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円
	6か月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円

「緊急一時帰国費用」についてのご注意

- ① 海外渡航期間（最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで）が3か月超の場合に限りセットすることが可能です。
- ② 保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。
- ③ 緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合はあらかじめ、制定されていることをご存知になった場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

旅先でケガをして



傷害死亡
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で
病気やケガの
治療をして



治療・救済費用
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合*3
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合



救済費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上*6**続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

*6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

旅先で病気を
して



疾病死亡
保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*10により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害*11を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

*11 次に掲げる損害を含みます。

- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
- ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*14が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

*14 携行品とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*15をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

*15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

- *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま。
- *4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
- *5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- *7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31 日まで のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

■ 治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により医師の治療を受けられた場合

■ 救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により**3日以上*2**続けて入院された場合

*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※ 治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

偶然な事故にあって



偶然事故
対応費用
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*6により保険の対象となる方が海外旅行中に下記a.～g.の費用の負担を余儀なくされた場合

- a. 交通費
- b. 宿泊施設の客室料
- c. 国際電話料等通信費
- d. 渡航手続費
- e. 渡航先での各種サービス取消料等
- f. 食事代*7
- g. 身の回り品購入費*7



*6 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限りします。

*7 f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。

【○:対象/×:対象外】

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f. 食事代*8	○	○	×
g. 身の回り品購入費*9	×	×	○

保険期間 31 日超 のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

手荷物が届かなくて



航空機寄託
手荷物
保険金

お支払いする場合

航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後**6時間以内**に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合

航空機が遅れて



航空機遅延
保険金

お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかった場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかった場合

保険期間 3 か月超 のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

オプション

旅先から一時的に帰国して



緊急一時
帰国費用
保険金

お支払いする場合

保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、保険の対象となる方の配偶者*4もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合

※上記の原因が生じた日からその日を含めて**10日を経過した日まで**に一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて**30日以内**に再び海外の滞在地に戻られた場合に限りします。

※同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*4・同一の2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて**30日以内**に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。

※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。

*3 6親等内の血族、配偶者*4または3親等内の姻族をいいます。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。)
①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額

たとえば
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)
 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)

* 保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。
 * 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要な費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)
 * お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a.~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)
 * 費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

*8 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限り、
 ① 搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかったこと
 ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかったこと

*9 航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後**6時間以内**に運搬されなかった場合、航空機が目的地に到着してから**96時間以内**に負担した費用に限り、



保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、
 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
 ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用
 たとえば
 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

P.8に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、
 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 ・保険金受取人の法令違反
 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 ・地震、噴火またはこれらによる津波
 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
 ・歯科疾病
 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ



保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。)
 * 1回の事故につき10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、**96時間以内**に目的地において負担した費用に限り、手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

保険の対象となる方が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額
 * 1回の事故について2万円を限度とします。
 * 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限り、

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金をお支払いしない主な場合

P.8に記載の①~④に加え、たとえば、
 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 ・保険金受取人の法令違反
 ・地震、噴火またはこれらによる津波



保険金のお支払い額

お支払い額

ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額
 * 1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。

① 往復の航空運賃等の交通費
 ② 一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。
 * ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。

保険金をお支払いしない主な場合

P.8に記載の①、②に加え、たとえば、
 ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*4または2親等以内の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合
 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

